

J I S C B A 認 証 指 針 ー 電 動 車 椅 子

平 成 2 0 年 5 月 2 7 日
平 成 2 0 年 7 月 1 0 日 修 正
平 成 2 1 年 2 月 2 6 日 改 正
平 成 2 1 年 1 2 月 2 1 日 改 正
平 成 2 2 年 6 月 2 8 日 改 正
平 成 3 0 年 1 月 1 5 日 改 正

日本工業規格への適合性の認証に関する省令（平成17年厚、農、経、国 令第6号）第二条第1項第一号から第四号まで及び第2項第二号から第五号まで、第十条第1項並びに第十一条第1項第一号及び第三号の規定に基づき、並びにこれらの規定を実施するため日本工業規格T9203電動車椅子及び日本工業規格T9208ハンドル形電動車椅子についての製造品質管理体制及び製品試験の審査の基準等を次のように定める。

1. 対象規格

日本工業規格への適合性の認証に関する省令（以下「令」という。）第二条第1項第一号から第三号まで、第四号イ（1）、第2項第二号から第五号まで、第十一条第1項第一号及び第三号の鋳工業品は、日本工業規格T9203電動車椅子又は日本工業規格T9208ハンドル形電動車椅子（以下「該当JIS」という。）に適合するものとする。

2. 製造設備及び検査設備の管理に関する事項

令第二条第1項第一号、第二号、第四号イ（1）、同条第2項第二号及び第三号の製造設備及び検査設備並びにこれらの管理に関する事項は別表第1の基準に適合すること。

3. 鋳工業品の品質、検査方法、保管等に関する事項

令第二条第1項第三号、第四号イ（1）、同条第2項第四号及び第五号の鋳工業品の品質、検査方法、保管等は次の（1）から（5）の基準に適合すること。

（1）鋳工業品の品質、検査方法及び保管に関する事項

製造する製品の種類に応じて、別表第2の基準に適合すること。

（2）原材料の品質、検査方法及び保管に関する事項

別表第3の基準に適合すること。

（3）工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項

別表第4の基準に適合すること。

（4）外注管理に関する事項

（i）製造工程の外注

製造工程の外注は、別表第1及び別表第4で外注を認めた工程について認めるが、外注する場合には、外注工場の選定基準、外注内容、外注手続、管理基準などを社内規格で具体的かつ体系的に整備し、製造工程の管理に示す各項目について、外注工場と契約を取り交わすなどして、社内規格に基づいて適切に行われていること。

また、外注品の受入れに当たっては、外注品受入検査規格などとして社内規格で具体的かつ体系的に整備し、かつ、これに基づいて適切に行われていること。

(ii) 試験の外注

試験の外注は、別表第1及び別表第2で規定する試験並びに別表第4で試験を外部に依頼してもよいとした試験について認めるが、外注する場合には、外注先の選定基準、外注内容、外注手続、試験結果の処置などについて社内規格で具体的かつ体系的に整備し、かつ、これに基づいて適切に行われていること。

(iii) 設備の管理における点検・修理、点検・校正などの外注

設備の点検・修理、点検・校正などの一部を外注する場合には、外注先の選定基準、外注周期、外注内容、外注手続、事後の処置などについて社内規格で具体的かつ体系的に整備し、かつ、これに基づいて適切に行われていること。

(5) 苦情処理に関する事項

次の(i)から(iv)までの事項について、社内規格で具体的かつ体系的に整備し、かつ、これに基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

(i) 苦情処理に関する系統及びその系統を構成する各部門の職務分担

(ii) 苦情処理の方法

(iii) 苦情原因の解析及び再発防止のための措置方法

(iv) 記録票の様式及びその保管方法

4. 初回製品試験に関する事項

令第十一条の製品試験は、4. 1及び4. 2に基づきサンプリングし、その個数は、4. 4で規定する個数以上について4. 5で規定する製品試験を実施し、該当JISで定められた水準以上を合格とする。

4. 1 サンプリングの時期：製品検査終了後

4. 2 サンプリングの場所：検査場又は製品倉庫

4. 3 認証の区分：認証の区分は、電動車椅子とする。

4. 4 必要な個数：該当JISで定める種類ごとにもっとも生産量の多い又は品質要求事項が厳しいなど代表的な車椅子をそれぞれ1台。(1)

注(1)①4. 5(4)機能～(8)耐水性の試験において初回試験の効率化の観点から適切と判断する場合には、試験の実施項目数に応じて種類ごとに複数のサンプルを抜き取ってもよい。

②複数の種類を審査する場合であって、(4)機能～(8)耐水性の試験結果に大きな影響を与えない試験については、代表的な種類のサンプルについて試験した結果を共有してもよい。

4. 5 製品試験項目：

(1) 構造

(2) 寸法及び角度

(3) 外観

(4) 機能

①最高速度

②登坂性能

③降坂性能

④制動性能

⑤傾斜停止力

⑥静的安定性

- ⑦段差乗越
- ⑧溝踏破走行性
- ⑨坂道走行性
- ⑩斜面直進走行性
- ⑪回転性能
- ⑫強制停止
- ⑬連続走行距離
- ⑭駆動輪・主輪の振れ(JIS T9203に限る。)
- ⑮ハンドリムの振れ(JIS T9203に限る。)
- ⑯動的安定性
- ⑰後方に対する動的安定性(JIS T9208に限る。)
- ⑱前方に対する動的安定性(JIS T9208に限る。)
- ⑲放電後のバッテリーに対する安全性(JIS T9203に限る。)

(5) 強度

- ①垂直静荷重
- ②アームサポート下方耐荷重
- ③アームサポート上方耐荷重(JIS T9203に限る。)
- ④フットサポート上方耐荷重(JIS T9203に限る。)
- ⑤ティッピングレバー耐荷重(JIS T9203に限る。)
- ⑥手押しハンドル上方耐荷重(JIS T9203に限る。)
- ⑦座位変換形のバックサポート耐荷重(JIS T9203に限る。)
- ⑧グリップ耐離脱性(JIS T9203に限る。)

(6) 衝撃

- ①バックサポート斜め耐衝撃性
- ②フットサポート耐衝撃性(JIS T9203に限る。)
- ③ハンドリム耐衝撃性(JIS T9203に限る。)
- ④キャスト耐衝撃性(JIS T9203に限る。)
- ⑤シート耐衝撃性(JIS T9203に限る。)
- ⑥前方構造物の耐衝撃性(JIS T9208に限る。)

(7) 耐久性

- ①駐車用ブレーキの耐久性(JIS T9203に限る。)
- ②走行耐久性
- ③落下性能
- ④キャストアップ繰返し(JIS T9203に限る。)

(8) 耐水性

(9) 制動用ブレーキ強度(JIS T9203に限る。)

(10) 表示

(11) 取扱説明書

4.6 ロット追跡 ロットの追跡ができるようになっていることを確実にすること。また、代表的な1つの種類について、実際に製品から資材まで、ロットの追跡ができるかどうか調べる。

備考1. 追跡のための製品は、サンプリングした製品で行う。

2. 追跡は、1製品について、これに用いられる原材料のうちから任意に選定した1原材料(購入部品)まで行い、追跡ができるかどうか調べる。

5. 表示の付記に関する特別事項

当該認証を受け、令第一条の表示を付す者は、令第十八条第1項第三号（該当JISで定める表示事項を含む。）に基づく表示の付記事項として令第一条の表示の近傍に下記の表示（福祉用具マーク）を付すことを契約で定めるものとする。

また、適合する日本工業規格の番号の表示には、当該規格の発効年を付記することを契約に定めなければならない。



6. 認証の維持審査に関する事項

該当JISに係る令第十条第1項の品質管理体制及び製品試験の審査は、2.～4.に従って実施する。ただし、登録認証機関がその必要がないと認めたときは、2.～4.の審査の一部（表示に関する事項を除く。）を省略することができる。

なお、表示は、令第十八条第1項第三号（該当JISで定める表示事項及び5.の付記事項を含む。）に定められた内容を満足していることを確認する。

7. 認証契約等の内容に関する特別事項

登録認証機関は、令第十八条に定める認証契約の内容に被認証者が令第一条の表示を行う全ての製品の種類、被認証者の製造工場及びその他必要な事項を含めなければならない。

別表第1

製造する電動車椅子の種類に応じて、下表に掲げる、設備名の欄に掲げる製造設備（ジグなどの附属製造設備を含む。以下同じ。）及び検査設備を保有し、さらにこれらの設備について適切な管理方法（点検箇所、点検項目、点検周期、点検方法、判定基準、点検後の処置、設備台帳など）を社内規格で具体的かつ体系的に整備し、その内容は、管理方法の欄に記載する内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

設 備 名	管 理 方 法
<p>1. 製造設備</p> <p>(1) 車輪の組立・調整設備⁽¹⁾</p> <p>(2) フレームの組立・調整設備⁽¹⁾</p> <p>(3) 部品の組付け・調整設備⁽¹⁾</p> <p>(4) 点検・調整設備⁽¹⁾⁽²⁾</p> <p>(5) 包装・表示設備⁽¹⁾⁽³⁾</p> <p>2. 検査設備</p> <p>(1) 傾斜台⁽⁴⁾、走行路</p> <p>(2) テストダミー⁽⁴⁾</p> <p>(3) 傾斜角度調整装置付走行路⁽⁴⁾</p> <p>(4) 段差乗越試験設備⁽⁴⁾</p> <p>(5) 溝踏破走行試験設備⁽⁴⁾</p> <p>(6) 坂道S字路走行試験設備⁽⁴⁾</p> <p>(7) 斜面直進走行性試験設備⁽⁴⁾</p> <p>(8) 直角路走行回転性能試験設備⁽⁴⁾</p> <p>(9) 180° 回転性能試験設備⁽⁴⁾⁽⁷⁾</p> <p>(10) 強制停止試験設備⁽⁴⁾</p> <p>(11) 駆動輪・主軸の振れ試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾</p> <p>(12) ハンドリムの振れ試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾</p> <p>(13) 動的安定性試験設備⁽⁴⁾</p> <p>(14) 垂直静荷重試験設備⁽⁴⁾</p> <p>(15) アームサポート下方耐荷重試験設備⁽⁴⁾</p> <p>(16) アームサポート上方耐荷重試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾</p> <p>(17) フットサポート上方耐荷重試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾</p>	<p>①製造設備は、該当JISに規定された品質を確保するのに必要な性能をもったものであること。</p> <p>②検査設備は、該当JISに規定された品質を試験・検査できる設備であること。</p> <p>③製造設備及び検査設備は、該当JISに規定された品質を確保するのに必要な性能及び精度を保持するための点検・修理、点検・校正などの基準を定めていること。</p>

<p>(18) ティッピングレバー耐荷重試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾ (19) 手押しハンドル上方耐荷重試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾ (20) 座位変換形のバックサポート耐荷重試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾ (21) グリップ耐離脱試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾ (22) バックサポート斜め耐衝撃性試験設備⁽⁴⁾ (23) フットサポート耐衝撃性試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾ (24) ハンドリム耐衝撃性試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾ (25) キャスタ耐衝撃性試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾ (26) シート耐衝撃性試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾ (27) 前方構造物の耐衝撃性試験設備⁽⁴⁾⁽⁷⁾ (28) 駐車用ブレーキの耐久試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾ (29) 走行耐久性試験設備⁽⁴⁾ (30) 落下試験設備⁽⁴⁾ (31) キャスタアップ線返し試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾ (32) 耐水性試験設備⁽⁴⁾ (33) 制動用ブレーキ強度試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾ (34) 恒温・恒湿試験設備⁽⁴⁾ (35) 各種寸法・力・角度・空気圧・時間測定具 (36) 音量測定装置⁽⁴⁾⁽⁹⁾ (37) 反射性試験設備⁽⁴⁾⁽⁹⁾ (38) 直流電源・電力測定設備⁽⁴⁾ (39) 関節なしテストフィンガ (IEC 60601-1) ⁽⁴⁾ (40) 標準関節付きテストフィンガ⁽⁴⁾</p>	
--	--

備考 当該製造業者（輸入業者及び販売業者の場合は製造工場。以下同じ。）が製造する製品の種類、製造方法、製造工程又は試験の外部への依頼などに応じて、表中の製造設備及び検査設備のうちの必要とするものについて保有していること。

また、車輪の組立・調整設備及び部品の組み付け・調整設備のうち少なくとも一つの製造設備を保有しなければならない。

注⁽¹⁾ 一部を外注してもよいが全てを外注してはならない。外注する場合でも、別表第4の備考4. 及び備考5. の規定を満足すること。

⁽²⁾ 該当JISに適合していることを確認するために最終的に点検・調整するための設備一式をいう。

⁽³⁾ 令第1条の表示を付す設備及び令第1条の表示が付された包装又は荷札等を当該鋳工業品に包装、取り付ける等の設備を外部で保有してはならない。

⁽⁴⁾ 外注してもよい。

⁽⁹⁾ 原材料購入時の成績表の確認による受入検査でもよい。

⁽⁹⁾ JIS T9203に限る。

⁽⁷⁾ JIS T9208に限る。

別表第2

製造する電動車椅子の種類に応じて、下表に掲げる、鋳工業品の品質、検査及び保管に関する事項を社内規格で具体的かつ体系的に整備し、その内容は該当JISに規定する内容及び下表に掲げる内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に管理していること。

鋳工業品の品質に関する事項	検査に関する事項	保管に関する事項
<p>1. 種類⁽¹⁾</p> <p>2. 各部の名称</p> <p>3. リスクマネジメントによる設計⁽²⁾</p> <p>4. 性能</p> <p>4.1 機能</p> <p>(1) 最高速度</p> <p>(2) 登坂性能⁽²⁾</p> <p>(3) 降坂性能⁽²⁾</p> <p>(4) 制動性能（平たん路制動、降坂制動⁽²⁾）⁽²⁾</p> <p>(5) 傾斜停止力⁽²⁾</p> <p>(6) 静的安定性⁽²⁾</p> <p>(7) 段差乗越⁽²⁾</p> <p>(8) 溝踏破走行性⁽²⁾</p> <p>(9) 坂道走行性⁽²⁾</p> <p>(10) 斜面直進走行性⁽²⁾</p> <p>(11) 回転性能⁽²⁾</p> <p>(12) 強制停止⁽²⁾</p> <p>(13) 連続走行距離⁽²⁾</p> <p>(14) 駆動輪・主輪の振れ⁽²⁾⁽⁴⁾</p> <p>(15) ハンドリムの振れ⁽²⁾⁽⁴⁾</p> <p>(16) 動的安定性⁽²⁾</p> <p>(17) 後方に対する動的安定性⁽²⁾⁽⁵⁾</p> <p>(18) 前方に対する動的安定性⁽²⁾⁽⁵⁾</p> <p>(19) 放電後のバッテリーに対する安全性⁽²⁾⁽⁴⁾</p> <p>4.2 強度⁽²⁾</p> <p>(1) 垂直静荷重</p> <p>(2) アームサポート下方耐荷重</p> <p>(3) アームサポート上方耐荷重⁽⁴⁾</p> <p>(4) フットサポート上方耐荷重⁽⁴⁾</p>	<p>左記の品質を確保するために必要な試験・検査方法を社内規格に具体的かつ体系的に規定し、整備していること。</p> <p>限度見本などによって品質の判断が具体的にできるように規定してもよい。</p>	<p>製品を適切な状態で保管するための製品保管方法について具体的に規定していること。</p>

<ul style="list-style-type: none"> (5) ティッピングレバー耐荷重⁽⁴⁾ (6) 手押しハンドル上方耐荷重⁽⁴⁾ (7) 座位変換形のバックサポート耐荷重⁽⁴⁾ (8) グリップ耐離脱性⁽⁴⁾ 4.3 衝撃⁽²⁾ <ul style="list-style-type: none"> (1)バックサポート斜め耐衝撃性 (2)フットサポート耐衝撃性⁽⁴⁾ (3)ハンドリム耐衝撃性⁽⁴⁾ (4)キャスト耐衝撃性⁽⁴⁾ (5)シート耐衝撃性⁽⁴⁾ (6)前方構造物の耐衝撃性⁽⁵⁾ 4.4 耐久性⁽²⁾ <ul style="list-style-type: none"> (1)駐車用ブレーキの耐久性⁽⁴⁾ (2)走行耐久性 (3)落下性能 (4)キャストアップ繰返し⁽⁴⁾ 4.5 耐水性⁽²⁾ 4.6 制動用ブレーキ強度⁽⁴⁾ 5. 構造⁽²⁾ <ul style="list-style-type: none"> 5.1 身体支持部 5.2 駆動部 5.3 制御部 5.4 速度切換装置⁽⁵⁾ 5.5 充電部 5.6 ブレーキ 5.7 ねじ 5.8 附属品（装備する場合） 5.9 動力及び制御システム <ul style="list-style-type: none"> 5. 9.1 バッテリ 5. 9.2 バッテリに接続される電線の色及びマーク 5. 9.3 絶縁 5. 9.4 ヒューズ 5. 9.5 コネクタの交換性 5. 9.6 非絶縁電気部品からの保護 5. 9.7 短絡保護 5. 9.8 バッテリの逆接続 5. 9.9 コントローラの過電圧保護 5. 9.10 充電器の電圧設定 5. 9.11 充電特性の設定 5. 9.12 充電時間 5. 9.13 充電用端子の耐熱性 5. 9.14 充電用端子の開閉 		
---	--	--

5. 9.15 充電器の遅延動作性 5.10 手押し走行装置 ⁽⁵⁾ 5.11 反射板 ⁽⁵⁾ 5.12 ヘッドライト ⁽⁵⁾ 6. 寸法及び角度 ⁽¹⁾ 7. 外観 8. 試験条件 9. 検査方法 9.1 形式検査 ⁽²⁾ 9.2 製品検査 10. 製品の呼び方 ⁽⁴⁾ 11. 表示 ⁽³⁾ 12. 取扱説明書 13. 電動車椅子形式分類 ⁽⁴⁾ 14. 電動車椅子の各部の名称 15. 電動車椅子諸元表 16. 評価要件 17. 星数の表示 ⁽⁵⁾		
---	--	--

備考 製品検査は、最終検査又は工程間検査（中間検査）のいずれで実施してもよい。

注⁽¹⁾ 当該製造業者が製造する全てについて規定すること。

⁽²⁾ 試験は外注してもよい。

⁽³⁾ 次の①～③の表示事項、表示箇所、表示方法について規定すること。

① 令第一条の表示及びそれに付記する事項（認証取得者名又はその略号）

② 「5. 表示の付記に関する特別事項」の表示

③ 適合するJISで定める表示事項

種類の表示（例） 標準形 MS（JIS T9203の場合）

タイプ I （JIS T9208の場合）

④ 工場又は事業場が複数の場合における識別の表示

⑤ その他、認証機関との認証契約に係る表示事項

⁽⁴⁾ JIS T9203に限る。

⁽⁵⁾ JIS T9208に限る。

別表第3

製造する電動車椅子の種類に応じて、下表に掲げる、原材料名の欄に掲げる原材料に関して、原材料の品質、検査及び保管に関する事項を社内規格に具体的かつ体系的に整備し、その内容は原材料の品質、検査方法及び保管の欄の各項目を満足し、かつ、これに基づいて適切に行われていること。

原材料名	原材料の品質に関する事項	検査に関する事項	保管に関する事項
<p>1. 身体支持部 (1)シート (2)バックサポート (3)アームサポート (4)フット・レッグサポート⁽²⁾ (5)フットサポート⁽²⁾ (6)レッグサポート⁽²⁾ (7)ステップ⁽³⁾ (8)シートベルト</p> <p>2. 駆動部 3. 制御部 4. 速度切換装置⁽³⁾ 5. 充電部 6. ブレーキ 7. ねじ</p> <p>8. 附属品 8.1反射器⁽²⁾ 8.2警音器 8.3ヘッドサポート⁽²⁾ 8.4後進警報装置⁽³⁾ 8.5バックミラー⁽³⁾ 8.6バスケット⁽³⁾</p> <p>9. 動力及び制御システム 9.1バッテリー 9.2制御システム</p> <p>10. 手押し走行装置⁽³⁾</p>	<p>1. ' (1)'~(8)'材質、形状、外観</p> <p>2. ' ~5. '性能、絶縁性能、形式⁽⁴⁾、寸法</p> <p>6. '形式⁽⁴⁾、 7. 'JIS B0205-1~4及びJIS B0209-1~5に規定する一般用メートルねじを用いることが望ましい</p> <p>8. 種類、外観（限度見本による。） 8.1'種類、外観 8.2'音量</p> <p>9.1'性能、形式⁽⁴⁾ 9.2' コントローラの過電圧保護</p> <p>10. '形式⁽⁴⁾</p>	<p>左記の品質項目について検査を行い、受け入れていること。 ただし、次のいずれかによって実施してもよい。 1. " ~10. "</p> <p>(a) J I Sマーク品の場合 J I Sマークの確認 (b) 試験成績表の確認 (c) 購入先の品質が長期間安定している場合 銘柄の確認。(ただし、品質が安定していることを定期的に確認していること。)</p>	<p>ロットの区分を明確にしていること。</p>

<p>1 1. 反射板⁽²⁾ 1 2. ヘッドライト⁽³⁾</p> <p>(簡易形で手動車椅子を購入する場合)</p> <p>1. 手動車椅子⁽¹⁾</p> <p>2. 駆動部 3. 制御部 4. 充電部 5. ねじ</p> <p>6. 附属品</p> <p>6.1 反射器(反射板) 6.2 警音器 6.3 ヘッドサポート</p> <p>7. 動力及び制御システム 7.1 バッテリー 7.2 制御システム</p>	<p>1 1. '形式⁽⁴⁾、性能 1 2. '形式⁽⁴⁾</p> <p>(簡易形で手動車椅子を購入する場合)</p> <p>1. '強度、衝撃、耐久性、耐水性、構造(電気的部分を除く。)、寸法及び角度、外観 2. '~4. '性能、絶縁性能、形式⁽⁴⁾、寸法</p> <p>5. 'JIS B0205-1~4及びJIS B0209-1~-5に規定する一般用メートルねじを用いることが望ましい</p> <p>6. '寸法、材質、形状、機能</p> <p>6.1 '種類、外観 6.2 '音量、寸法</p> <p>7. '</p> <p>7.1 '性能、形式⁽⁴⁾ 7.2 'コントローラの過電圧保護</p>		
---	---	--	--

備考1. 当該製造業者が製造する製品の種類、製造方法などに応じて、表中の原材料のうちの必要とする原材料について社内規格で規定していること。

2. 外注している工程に係る原材料については、当該製造業者の調達基準に従って、外注者が直接調達してもよい。

注⁽¹⁾ J I Sマーク品の手動車椅子を購入する場合において製品に令第一条の表示を付す場合は、例えば、調達先に送り状又は包装表示のみに表示させるよう指示するなど、当該J I Sに係る令第一条の表示と紛らわしい表示となってはならない。

⁽²⁾ J I S T 9 2 0 3に限る。

⁽³⁾ J I S T 9 2 0 8に限る。

⁽⁴⁾ 型番、種類を含む。

別表第4

工程名の欄に掲げる工程に関して、管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法を社内規格に具体的かつ体系的に整備し、その内容は、管理項目、品質特性、管理方法及び検査方法の欄に掲げる内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に

実施していること。

工 程 名	管 理 項 目	品 質 特 性	管理方法及び検査方法
<p>(JIS T9203の場合)</p> <p>1. 組立作業</p> <p>1.1 車輪の組立</p> <p>(1) 仮組立</p> <p>(2) 締め上げ</p> <p>(3) 調整</p> <p>(4) タイヤ掛け及び空気入れ</p> <p>1.2 フレームの組立</p> <p>1.3 部品の組み付け</p> <p>(1) 車輪の組み付け</p> <p>(2) 身体支持装置部品の組み付け</p> <p>(3) 駆動装置部品の組み付け</p> <p>(4) 制御装置部品の組み付け</p>	<p>1. '</p> <p>1.1'</p> <p>(1)'作業手順</p> <p>(2)'締付トルク</p> <p>(3)'調整方法</p> <p>(4)'作業手順、空気圧力</p> <p>1.2'作業手順、締付トルク、調整方法</p> <p>1.3'(1) '~ (6)'作業手順、締付トルク、調整方法</p>	<p>1. "</p> <p>1.1" (1)" ~ (3)"</p> <p>車輪の縦振れ、車輪の横振れ、車輪のリム中心とハブ振り分け中心、スポーク張力</p> <p>(4)" 空気漏れ</p> <p>1.2" 外観、形状</p> <p>1.3"</p> <p>(1)" すきま、車輪の保持</p> <p>(2)" 外観、形状</p> <p>(3)"</p> <p>①ブレーキの効き、外観</p> <p>②操だ安定性(きしみ、当たり、がた、操だ角度)、にぎり</p> <p>③外観、絶縁</p> <p>(4)"</p> <p>①操だ安定性(きし</p>	<p>[共通事項]</p> <p>①次に規定する管理項目及び品質特性について記録を有しているとともに、作業記録、検査記録、管理図を用いる等必要な方法により、工程が適切に管理されていること。</p> <p>②検査方式、不良品(不合格ロット)の措置などを定め、実施していること。</p> <p>1. " '</p> <p>1.1" ' (1) ' ' ~ (3) ' ' '</p> <p>車輪の縦振れ、車輪の横振れ、車輪のリム中心とハブ振り分け中心、スポーク張力</p>

<p>(5)充電部・動力装置部品の組み付け</p> <p>(6)附属品の組み付け</p> <p>2.点検・調整(動力・制御システム、機構等)</p> <p>3.表示</p> <p>4.包装</p> <p>(簡易形で手動車椅子を購入する場合)</p> <p>1.組立作業</p> <p>(1)駆動装置部品の組み付け</p> <p>(2)制御装置部品の組み付け</p>	<p>2.'点検項目、点検方法、調整方法</p> <p>3.'表示箇所、表示方法、表示事項、製品と表示の一致</p> <p>4.'包装方法、部品の種類及び個数、取扱説明書と内容の一致、包装表示と内容の一致</p> <p>1. '</p>	<p>み、当たり、がた、操だ角度)、にぎり</p> <p>②外観、絶縁</p> <p>(5)" 外観、絶縁</p> <p>(6)" 外観、形状</p> <p>2." 最高速度、制動性能(平たん路に限る。)、構造⁽¹⁾⁽²⁾、寸法⁽³⁾、外観</p> <p>3." 外観、鮮明さ</p> <p>4." 外観、鮮明さ</p> <p>1. "</p> <p>(1)"</p> <p>①ブレーキレバーの配置、ブレーキレバーの開き、ブレーキの調整機構(すきま、片当たり、接触、曲がり、ねじ、ワイヤのたるみ)</p> <p>②操だ安定性(きしみ、当たり、がた、操だ角度)、にぎり</p> <p>③外観、絶縁</p> <p>(2)"</p> <p>①操だ安定性(きしみ、当たり、がた、操だ角度)、にぎり</p> <p>②外観、絶縁</p>	<p>2." '音、絶縁抵抗、バッテリー電圧、電流、最高速度、制動性能(平たん路に限る。)、構造⁽¹⁾⁽²⁾、寸法⁽³⁾、外観</p> <p>1. "'</p>
--	--	---	---

<p>(3)充電部・動力装置部品の組み付け</p> <p>2. 点検・調整(動力・制御システム、機構等)</p> <p>3. 表示</p> <p>4. 包装</p> <p>(JIS T9208の場合)</p> <p>1. 組立作業</p> <p>1.1 車輪の組立</p> <p>(1)仮組立</p> <p>(2)締め上げ</p> <p>(3)調整</p> <p>(4)タイヤ掛け及び空気入れ</p> <p>1.2 フレームの組立</p> <p>1.3 部品の組み付け</p> <p>(1)車輪の組み付け</p> <p>(2)身体支持装置部品の組み付け</p> <p>(3)駆動装置部品の組み付け</p>	<p>2. ' 点検項目、点検方法、調整方法</p> <p>3. ' 表示箇所、表示方法、表示事項、製品と表示の一致</p> <p>4. ' 包装方法、部品の種類及び個数、取扱説明書と内容の一致、包装表示と内容の一致と内容の一致</p> <p>1. ' 1.1' (1)'作業手順 (2)'締付トルク (3)'調整方法</p> <p>(4)'作業手順、空気圧力</p> <p>1.2'作業手順、締付トルク、調整方法</p> <p>1.3'(1)~(10)'作業手順、締付トルク、調整方法</p>	<p>(3)" 外観、絶縁</p> <p>2. " 最高速度、制動性能(平たん路に限る。)、構造⁽¹⁾⁽²⁾、寸法⁽³⁾、外観</p> <p>3. " 外観、鮮明さ</p> <p>4. " 外観、鮮明さ</p> <p>1. " 1.1" (1)" ~ (3)" 車輪の縦振れ、車輪の横振れ、車輪のリム中心とハブ振り分け中心、スポーク張力</p> <p>(4)" 空気漏れ</p> <p>1.2" 外観、形状</p> <p>1.3" (1)" すきま、車輪の保持 (2)" 外観、形状</p> <p>(3)" ①ブレーキの効き、外観 ②操だ安定性(きしみ、当たり、がた、</p>	<p>2. " ' 音、絶縁抵抗、バッテリー電圧、電流、最高速度、制動性能(平たん路に限る。)、構造⁽¹⁾⁽²⁾、寸法⁽³⁾、外観</p> <p>1. " ' 1.1" ' (1)" ' ~ (3)" ' 車輪の縦振れ、車輪の横振れ、車輪のリム中心とハブ振り分け中心、スポーク張力</p>
--	---	--	--

<p>(4)制御装置部品の組み付け</p> <p>(5)速度制御装置部品の組み付け⁽⁶⁾</p> <p>(6)充電部・動力装置部品の組み付け</p> <p>(7)附属品の組み付け</p> <p>(8)手押し走行装置部品の組み付け</p> <p>(9)反射板の組み付け</p> <p>(10)ヘッドライトの組み付け</p> <p>2.点検・調整(動力・制御システム、機構等)</p> <p>3.表示</p> <p>4.包装</p>	<p>2.'点検項目、点検方法、調整方法</p> <p>3.'表示箇所、表示方法、表示事項、製品と表示の一致</p> <p>4.'包装方法、部品の種類及び個数、取扱説明書と内容の一致、包装表示と内容の一致</p>	<p>操だ角度)、にぎり ③外観、絶縁 (4)" ①操だ安定性(きしみ、当たり、がた、操だ角度)、にぎり ②外観、絶縁 (5)" 外観、形状</p> <p>(6)" 外観、絶縁</p> <p>(7)" ~ (8)" 外観、形状</p> <p>(9)" 外観、形状、性能 (10)" 外観、形状</p> <p>2." 最高速度、制動性能(平たん路に限る。)、構造⁽¹⁾ ⁽⁴⁾、寸法⁽⁵⁾、外観</p> <p>3." 外観、鮮明さ</p> <p>4." 外観、鮮明さ</p>	<p>2." '音、絶縁抵抗、バッテリー電圧、電流、最高速度、制動性能(平たん路に限る。)、構造⁽¹⁾ ⁽⁴⁾、寸法⁽⁵⁾、外観</p>
---	--	---	---

- 備考1. 当該製造業者が製造する製品の種類、製造方法などに応じて、表中の製造工程のうち、該当する種類に必要な工程について社内規格で規定していること。
2. 工程の順序は、変更することによって製品の品質が変わらない場合は、表に示した順序どおりでなくてもよい。
3. 各工程での品質特性については、点検・調整の工程で行ってもよい。

4. 工程1. のうち一部を外注⁽⁷⁾してもよいが全てを外注⁽⁷⁾してはならない。
5. 工程2. ～4. の一部を外注⁽⁷⁾してもよいが、全てを外注⁽⁷⁾してはならない。なお、次の(1)～(3)を確実にしていること。

(1) 令第二条第1項第五号口の品質管理責任者(同条同項同号で準用する令第二条第2項第六号の品質管理責任者を含む。以下「品質管理責任者」という。)が工程2. において該当JISへの適合性を承認すること。

(2) (1)によって確認した製品又は製造ロットに対し、認証依頼者(認証を受けた後は被認証者。以下同じ。)が令第一条の表示に係る工程3. 及び令第一条の表示が付された包装又は送り状に係る工程4. を行わなければならない。

(3) 出荷の承認は品質管理責任者が行わなければならない。

注(1)試験は外部に依頼してもよい。

(2) 該当JISの箇条13.2製品検査で規定する表11の項目は必ず実施していること。

(3) 該当JISの箇条9.寸法及び角度で規定する表3の項目は必ず実施していること。

(4) 該当JISの箇条12.2製品検査で規定する表8の項目は必ず実施していること。

(5) 該当JISの箇条8.寸法及び角度で規定する表2の項目は必ず実施していること。

(6) タイプIは無くてよい。

(7) 他の製造業者(以下「委託先」という。)、及び/又は製造業者内の協力会社への委託⁽⁸⁾生産が行われている場合であって、次の①～④の条件を満足する場合は、ここでは外注とみなさず製造業者と一体となっているものとして扱い、委託先及び協力会社への審査を行う。なお、この場合、委託先工場又は事業場の名称は、令第十四条第1項、第十八条第1項第五号、第十八条第2項第五号及び第二十二条第1項第五号の工場又は事業場であるが、協力会社は、工場又は事業場の名称ではない。

① 認証依頼者が製造業者である場合。

② 品質管理責任者が認証依頼者に配置されている場合

③ 認証依頼者が認めた品質管理体制に係る規定を委託先が遵守していることを定期的に確認できるなど、認証依頼者による委託先及び協力会社の品質管理体制が契約等で担保されていること。

④ 令第一条の表示を付した製品が認証依頼者と委託先及び協力会社の契約等と無関係に流出することがないように担保されていること。

(8) 自社内の工場又は事業場において自社の管理下にある設備等を用いて他企業の従業員が生産等を行うこと。